



保 発 第 2 2 6 号

平成12年12月13日

各 地方社会保険事務局長 殿  
各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生省保険局長

老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護の費用の額の算定に関する基準の  
施行についての一部改正について

標記については、「老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護の費用の額の算定に関する基準の  
施行について」（平成12年3月31日老発第330号）により取り扱われているところであるが、  
今般、健康保険法等の一部を改正する法律（平成12年法律第140号）の制定に伴い、同通知を下  
記のとおり改正し、平成13年1月1日より適用することとしたので、その取扱いに遺憾のないよう  
関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

第1の3中「老人保健法第46条の5の2第2項に規定する厚生大臣が定める額」（平成4年2  
月厚生省告示第30号）の規定による」を「老人保健法第46条の5の2第4項の規定に基づき厚生  
大臣が定める算定方法（平成12年12月厚生省告示第383号）により算定した額」に改める。

○老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護の費用の額の算定に関する基準の施行について

(平成一二年三月三十一日老発第三三〇号)

第1 通則に関する事項

1・2 (略)

3 老人訪問看護療養費の額は、1により算定された費用の額から、~~「老人保健法第46条の5の2第3項に規定する厚生大臣が定める額」(平成4年2月厚生省告示第30号)~~の規定による老人保健法第46条の5の2第4項の規定に基づき厚生大臣が定める算定方法(平成12年12月厚生省告示第383号)により算定した額を控除した額とすること。